18　通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の所得に対する法人税の額は、第六十六条第一項から第三項まで及び第六項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項及び第二十項において同じ。）を加算した金額とする。

19　前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

20　前項の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一　税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して、当該税額控除不足額相当額を増加させ、又は当該税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

二　対象事業年度において第十七項の規定により法人税の額から控除した税額控除不足額相当額又は第十八項の規定により法人税の額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度について第十六項の規定の適用がある場合

三　地方法人税法第十二条第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

21　第十七項及び第十八項の規定は、通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七項	の各事業年度（以下第二十項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	税額控除額（当該対象事業年度	税額控除額（当該最終事業年度
	超える場合には	超えるときは
第十八項	を当該対象事業年度	を当該最終事業年度
	の対象事業年度において	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に
	場合には、当該対象事業年度	ときは、最終事業年度
第十七項	の各事業年度（以下第二十項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度	が公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その該当することとなつた日の前日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）

22　第十七項及び第十八項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七項	税額控除額（当該対象事業年度	税額控除額（当該最終事業年度
	超える場合には	超えるときは
第十八項	を当該対象事業年度	を当該最終事業年度
	の対象事業年度において	が公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に
	場合には、当該対象事業年度	ときは、最終事業年度

第七十条中「（連結法人を除く。）」を削る。

第七十一条第一項中「のものを除く」を「のものにあつては、通算子法人に限る」に、「連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日」を「当該普通法人が通算子法人である場合において第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該普通法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日」に改め、「超える場合」の下に「当該普通法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合」を「、当該事業年度」の下に「（当該普通法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度）」を加え、「日から」を「日（以下この条において「六月経過日」という。）から」に改め、同項ただし書中「又は」を「若しくは」に、「場合は」を「場合又は当該普通法人と通算親法人である協同組合等との間に通算完全支配関係がある場合は」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該事業年度の前事業年度の法人税額（確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号（確定申告）に掲げる金額（第六十九条第十八項（外国税額の控除）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。次項第一号及び第五項において同じ。）で六月経過日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに当該事業年度開始の日から当該前日までの期間（次項第一号及び第三項において「中間期間」という。）の月数を乗じて計算した金額

第七十一条第二項中「同項の普通法人が」の下に「次の各号に掲げる期間内に行われた」を加え、「で次の各号に掲げる期間内にその適格合併をしたもの」を削り、同項第一号中「被合併法人の各事業年度」を「当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度」に、「確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該普通法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「法人税額（第六十九条第二十一項において準用する同条第十八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。第五項において同じ。）で六月経過日」に改め、「又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の当該被合併法人の連結法人税個別帰属支払額で当該六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの」及び「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次号及び次項」に、「被合併法人の確定法人税額等」を「被合併法人確定法人税額」に、「からその」を「から当該」に、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、同項第二号中「同日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に、「被合併法人の確定法人税額等」を「当該適格合併に係る被合併法人の被合併法人確定法人税額」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「にその」を「に当該」に、「当該六月を経過した日」を「六月経過日」に改